

令和2年度第3回富田林市都市計画審議会 議事要旨

令和3年3月29日開催

報告（富田林市決定）

・報告1 市街化調整区域における地区計画提案の相談について

平成25年2月12日に都市計画決定された、「南部大阪都市計画大阪狭山市東菜
黄木・富田林市伏山地区地区計画」について、計画の変更について相談がありまし
た。変更内容は、約0.3haの区域拡大と、平成28年に都市計画道路が廃止された
ことにより土地利用を変更するもの。以上について報告しました。

報告（富田林市決定）

・報告2 立地適正化計画について

立地適正化計画とは、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交
通の充実等に関する包括的なマスタープランで、市町村マスタープランの高度化版
とされています。その立地適正化計画を令和3年度から2ヶ年かけて作成すること
について報告しました。